

むつ市議会第217回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

平成25年9月20日（金曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第50号 むつ市子ども・子育て会議条例
- 第2 議案第51号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第52号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第53号 工事請負契約について
(北の防人大湊地区 観光交流センター新築工事（建築工事）に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第5 議案第54号 財産の取得について
(川内庁舎配備のロータリ除雪車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第6 議案第55号 財産の取得について
(川内庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第7 議案第56号 財産の取得について
(機器の老朽化及び情報セキュリティ対策のため、中学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するもの)
- 第8 議案第57号 財産の取得について
(中学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、中学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのもの)
- 第9 議案第60号 平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第10 議案第61号 平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算
- 第11 議案第62号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 第12 議案第63号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第13 議案第64号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算
- 第14 議案第65号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第15 議案第66号 平成24年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算
- 第16 議案第67号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算
- 第17 議案第68号 平成24年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について
- 第18 議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算

【報告に対する質疑】

- 第19 報告第22号 平成24年度むつ市健全化判断比率について
- 第20 報告第23号 平成24年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第21 議員提出議案第3号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書

【議員派遣】

第22 議員派遣について

本日の会議に付した事件

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

第1 議案第50号 むつ市子ども・子育て会議条例

第2 議案第51号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例

第3 議案第52号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例

第4 議案第53号 工事請負契約について

(北の防人大湊地区 観光交流センター新築工事(建築工事)に係る工事請負契約を締結するためのもの)

第5 議案第54号 財産の取得について

(川内庁舎配備のロータリ除雪車を老朽化に伴い更新するためのもの)

第6 議案第55号 財産の取得について

(川内庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのもの)

第7 議案第56号 財産の取得について

(機器の老朽化及び情報セキュリティ対策のため、中学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するもの)

第8 議案第57号 財産の取得について

(中学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、中学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのもの)

第9 議案第60号 平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算

第10 議案第61号 平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算

第11 議案第62号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

第12 議案第63号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第13 議案第64号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算

第14 議案第65号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算

第15 議案第66号 平成24年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算

第16 議案第67号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算

第17 議案第68号 平成24年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について

第18 議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算

【報告に対する質疑】

第19 報告第22号 平成24年度むつ市健全化判断比率について

第20 報告第23号 平成24年度むつ市公営企業会計資金不足比率について

【議員提出議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

第21 議員提出議案第3号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書

【議員派遣】

第22 議員派遣について

【特別委員会の設置】

第23 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任について

【懲罰特別委員会からの申し出】

第24 懲罰動議の閉会中の継続審査について

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、9月17日市長から、今定例会に提出されております平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算書の一部に誤謬訂正がありましたので、同日開催された決算審査特別委員会において、議員各位に配布しております。

次に、9月12日、各委員会に付託いたしました議案の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長及び決算審査特別委員長からそれぞれ会議規則第104条の規定に基づき、委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配布しておりますので、ご覧願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第18 委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本留義） 日程第1 議案第50号 むつ市子ども・子育て会議条例から、日程第18 議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算まで

の18件を一括議題といたします。

委員会付託した議案についての各委員会における審査の経過並びに結果について、各委員長から報告を求めます。

まず、議案第56号、議案第57号について、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 総務教育常任委員会に付託されました議案2件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第56号 財産の取得についてであります。理事者側から、市内9校の中学校で使用している教育用コンピュータ及び周辺機器について、機器の老朽化及び情報セキュリティ対策のため更新するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、今回の更新内容及び小学校で使用しているコンピュータ等の更新について質疑があり、理事者側から、今回はあくまでも中学校を予定しており、平成18年度及び平成21年度に導入したコンピュータに使用しているオペレーティングシステムのサポート期間が終了することに伴い、情報セキュリティ等に危険性が生じる可能性があるため、市内全ての中学校に設置している教育用コンピュータを更新するものであり、小学校に設置しているコンピュータ等については、来年度更新する予定であるとの答弁がありました。

次に、議案第57号 財産の取得についてであります。理事者側から、中学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、市内9校の中学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、落札価格について質疑があり、理事者側から、予定価格の設定については、市場価格や参考見積書などを十分に勘案し合理的に積算しており、落札業者は目的物の品質等を十分に考慮して入札した結果であると受けとめている。また、物品に関しては納品の際に適切であるか十分に検査を行うことから、履行内容は確保されるものと考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、インターネット接続及びセキュリティ対策について質疑があり、理事者側から、理科や社会などの授業でインターネットを利用した調べ学習のほか、修学旅行の下調べなどを行っており、現代の学習環境の中でインターネット環境は必要なツールと考えている。また、セキュリティ対策については、児童・生徒がインターネットに接続し内容に問題があれば接続を拒否、遮断できるフィルタをかけており、セキュリティ的には問題ないものと考えているとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで総務教育常任委員長報告を終わります。

次は、議案第52号から議案第55号までについて、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

（18番 大瀧次男議員登壇）

○18番（大瀧次男） 産業建設常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月12日、関係部長等の出席を求

めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第52号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、特別高圧送電線新設に係る鉄塔用地として、むつ市営名子牧野の一部764平方メートルを東北電力株式会社へ売り払うため、同牧野の面積を32.31ヘクタールから32.23ヘクタールへ変更するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、鉄塔工事用の土地の貸与などで市の業務に支障はないのかとの質疑があり、理事者側から、鉄塔用地は牧野の東側の外れに位置しており、工事によって牧野の使用に支障を来すことはないとの答弁がありました。

また、別の委員から、牧野の上を送電線が通ることによる補償はあるのかとの質疑があり、理事者側から、現時点で相手側から地役権の設定についての申し入れはないとの答弁がありました。

次に、議案第53号 工事請負契約についてであります。理事者側から、北の防人大湊地区都市再生整備計画事業における、観光交流センター建設工事に係る工事請負契約を締結するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、設備工事の発注について質疑があり、理事者側から、電気設備工事、空調設備工事及び給排水衛生設備工事については、分離発注を予定しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、年度内に工事が完了しない理由について質疑があり、理事者側から、平成27年度までの各事業費の精査を行った結果、労務費及び物価上昇率などの影響もあり、当該工事の

設計費がまとまったのが7月となったことと、消費税の変更等も視野に入れたためであるとの答弁がありました。

さらに別の委員から、分離発注となる工事の入札時期及び消費税増税の影響について質疑があり、理事者側から、9月30日までに契約を締結したものに関しては、新規の消費税率は適用にならないことから、入札は9月24日を予定しており、消費税増税の影響はないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第54号 財産の取得についてであります。理事者側から、川内庁舎に配備する2.2メートル級のロータリ除雪車を購入するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、入札において辞退者または棄権者が多い理由について質疑があり、理事者側から、建設用特殊車両の納入を希望する全13者を指名したが、全業者が大型機械を納入できる業者とはいえず、今回のように受注生産という形の機種になると、応札できる業者が少ないものと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、対象機種を取り扱っていない業者まで指名する理由について質疑があり、理事者側から、指名願を受け付ける段階で納入希望について区分があるが、実際に納入可能かどうかは行政側で判断できないため、入札対象物品の納入を希望する全業者を指名しているとの答弁がありました。

また、別の委員から、ロータリ除雪車の仕様及び管理について質疑があり、理事者側から、今回購入するロータリ除雪車は現在のものと同型であり、管理については、4月から11月までは川内庁舎で管理し、除雪委託期間は借り受けた業者が管理することになるとの答弁がありました。

次に、議案第55号 財産の取得についてであります。理事者側から、川内庁舎に配備する11ト

ン級の除雪ドーザを購入するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、落札業者の価格が他の業者より極端に低い理由について質疑があり、理事者側から、業者の仕入れ方法等の努力によるものであると思うが、正確な理由は把握していないとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、落札価格が極端に低い場合は、業者から理由を聴取しないのかとの質疑があり、理事者側から、地方自治法の規定により、工事や製造の請負等については最低制限価格または調査基準価格を設けることができるが、今回のような物品の買い入れに関しては、そのような制限を設けることができず、納品の時点で仕様に適しているかどうかの判断となるため、落札額が低くても適正なものとして処理しているとの答弁がありました。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第50号、議案第51号及び議案第60号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

（20番 佐々木隆徳議員登壇）

○20番（佐々木隆徳） 民生福祉常任委員会に付託されました議案3件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月12日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第50号 むつ市子ども・子育て会議条例についてであります。理事者側から、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、平成27年度から新制度が開始されることを踏まえ、その計画的実施を図るため、平成26年度中に策定予定の子ども・子育て支援事業計画及び地域型保育の基準等に関し意見を聴く附属機関を設置するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、市において、この子育て支援に関する会議のようなものがこれまでにあったのかとの質疑があり、理事者側から、次世代育成支援対策推進法に基づいて「むつ市子育てプラン21」を策定する際に、むつ市次世代育成支援対策協議会を置いた経緯はあるが、それは既に協議を終えていることから、今回新たに設置するためのものであるとの答弁がありました。

また、別の委員から、市長の諮問があつて初めて会議が開催されるのか、また、この会議の独自性や提言などの取り扱いはどうなるのかとの質疑があり、理事者側から、基本的には市長の諮問により会議を開くことになる。1回目の会議は11月の下旬以降を考えており、会議の独自性については、事業計画案などを市側から提案する場合もあるが、委員の皆様からの要望や意見も広く出していただくことになるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、事業主や労働者の代表、公募による保護者など、いろいろな方々で構成されることになるが、現場の声をきちんと聴く会議になっていただきたいとの要望がありました。

さらに別の委員から、ニーズ調査についての質疑があり、理事者側から、ニーズ調査の内容、配布先、回収の方法などのほか、できるだけ多くの意見を取り入れるためにはどのようにしたらよいのかということも含めて、会議の場で委員の皆様と諮った後に、ゼロ歳児から小学校3年生までの子供の保護者にアンケート的なものをお配りし

て、その結果を集約し、会議の場へ提示したいと考えているとの答弁がありました。

さらに別の委員から、新たな制度によって保育の質が低下する心配はないのかとの質疑があり、理事者側から、地域型保育については、市で基準を定め認可することになるが、国で定めている基準もあることから、保育に適した基準を満たさなければ、市としては認可しないことになるので、保育の質の低下ということにはならないと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第51号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、戸籍法に基づく戸籍事務の電算化に伴い磁気ディスクをもって調製された戸籍に関する事務の手数料の名称について、地方公共団体の手数料の標準に関する政令との整合性を図るため改正を行うほか、あわせて住民基本台帳法の改正に伴う条文の整備を行うものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第60号 平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります。理事者側から、平成24年度の介護給付費負担金等の精算に伴い、国、県及び支払基金への返還金として2,272万7,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を58億1,882万7,000円とするためのものであるとの説明がありました。委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

次は、議案第61号から議案第69号までについて、決算審査特別委員長の報告を求めます。決算審査特別委員長。

（9番 東 健而議員登壇）

○9番（東 健而） 決算審査特別委員会に付託さ

れました議案第61号 平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算から、議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算までの議案9件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、9月13日及び17日に、市長ほか関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の過程で出されました質疑等につきましては、議長及び議会選出の監査委員を除く全議員で構成する特別委員会でありますので、省略させていただきます。

審査の結果は、お手元に配布されております委員会審査報告書のとおりであります。付託されました各議案について申し上げます。

まず、議案第61号 平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算、議案第66号 平成24年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算、議案第68号 平成24年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について及び議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算は、それぞれ委員1名より反対討論がありました。賛成多数で可決、認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第62号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算、議案第63号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、議案第64号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算、議案第65号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算及び議案第67号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、決算審査特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（山本留義） これで決算審査特別委員長の報告を終わります。

以上で、各委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、10時40分まで暫時休憩

いたします。

午前10時25分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました18議案については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第50号

○議長（山本留義） まず、議案第50号 むつ市子ども・子育て会議条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第51号

○議長（山本留義） 次は、議案第51号 むつ市手数料条例の一部を改正する条例について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第52号

○議長(山本留義) 次は、議案第52号 むつ市営牧野設置条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第53号

○議長(山本留義) 次は、議案第53号 工事請負契約について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、北の防人大湊地区観光交流センター新築工事に係る工事請負契約を締結するためのものであります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第53号 工事請負契約についてに反対いたします。

本案は、北の防人事業の一環である観光交流センター建設工事を2億317万5,000円で契約するものであります。不要不急の無駄な公共事業であることを指摘し、本案に反対いたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第53号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者3人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第54号

○議長(山本留義) 次は、議案第54号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質

疑に入ります。

本案は、川内庁舎配備のロータリ除雪車を老朽化に伴い更新するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第55号

○議長(山本留義) 次は、議案第55号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、川内庁舎配備の除雪ドーザを老朽化に伴い更新するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第56号

○議長(山本留義) 次は、議案第56号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、機器の老朽化及び情報セキュリティ対策のため、中学校教育用コンピュータ及び周辺機器を更新するものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第57号

○議長(山本留義) 次は、議案第57号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、中学校教育用コンピュータ及び周辺機器の更新に伴い、中学校教育用コンピュータソフトウェアを更新するためのものです。

質疑の通告がありません。これで通告による質

疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第60号

○議長(山本留義) 次は、議案第60号 平成25年度むつ市介護保険特別会計補正予算について、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第61号

○議長(山本留義) 次は、議案第61号 平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

(2番 横垣成年議員登壇)

○2番(横垣成年) 議案第61号 平成24年度むつ市一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

本案は、第三田名部小学校建設費2億6,000万円、川内小学校建設費5億1,000万円、緑町市営住宅建設工事7,600万円、川内・木市営住宅6,300万円など市民生活に欠かせない事業が行われる一方、税金の使われ方としては不公平な水川目酪農研修センター新築工事6,300万円、水川目地区のみに無利息で貸す酪農貸付金3,700万円、脇野沢振興公社に返してもらうめどが立たない貸付金6,000万円、不要不急の公共事業である北の防人事業3億1,000万円などが実施された決算となっております。

また、電源立地地域対策交付金等原発関連の交付金は33億円に及び、原子力広報安全対策費1,200万円が高校生や子ども会等を対象に大間原発等の視察を行いました。福島原発事故から全く学ぼうとしないものであります。_____

- 議長（山本留義） _____
- 2番（横垣成年） _____

- 議長（山本留義） _____
- 2番（横垣成年） _____

- 議長（山本留義） _____

- 2番（横垣成年） _____

- 議長（山本留義） _____

- 2番（横垣成年） _____

- 議長（山本留義） _____

- 2番（横垣成年） _____

- 議長（山本留義） _____

- 2番（横垣成年） _____

- 議長（山本留義） _____

- 2番（横垣成年） _____

- 議長（山本留義） _____

- 2番（横垣成年） _____

_____ 原発は必要
と施政方針にも掲げる宮下むつ市政ですが、発想
の転換が必要なのではないでしょうか。むつ市民
が安心して住むことができるむつ市となることを

願い、本案に反対いたします。
（「議長、議事進行」の声あり）

◎動議の提出について

- 議長（山本留義） 15番中村正志議員。
- 15番（中村正志） 議事進行をさせていただきます。

ただいまの横垣議員は、議長による発言の制止を再三無視し、発言をとめませんでした。まずそこで、ただいまの討論の内容について、ふさわしくない部分については、まず議事よりの削除の議事進行をさせていただきます。

もう一つ、議長の再三の制止にもかかわらず発言を続けたということで、ただいまの横垣議員の行動は懲罰に当たると思います。したがって、懲罰動議もあわせて口頭により提出させていただきます。

- 議長（山本留義） ただいま15番中村正志議員より、2番横垣成年議員の討論の中で不適切な表現があるとの議事進行がなされました。議長において、きょう最終日ですので、後日速記及びテープを起こし、精査のうえ適正に処理することにしたと思いますので、ご了承願います。

そのほかに懲罰の動議も出ていますので、暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時20分 再開

- 議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど中村正志議員から懲罰動議が提出されました。

本動議に対して確認のため、賛成者の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 所定の賛成者がありましたので、本動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩します。

午前 11時20分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで横垣成年議員の討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第61号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第61号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第62号

○議長（山本留義） 次は、議案第62号 平成24年度むつ市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第63号

○議長（山本留義） 次は、議案第63号 平成24年度むつ市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第63号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第64号

○議長（山本留義） 次は、議案第64号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で

質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第64号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第65号

○議長(山本留義) 次は、議案第65号 平成24年度むつ市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、議案第65号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第66号

○議長(山本留義) 次は、議案第66号 平成24年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入り

ます。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので発言を許可します。3番工藤孝夫議員。

(3番 工藤孝夫議員登壇)

○3番(工藤孝夫) 議案第66号 平成24年度むつ市介護保険特別会計歳入歳出決算に対し討論を行います。

本案は、平成24年度から平成26年度までの第1号被保険者に係る値上げ総額約1億1,000万円を含むものであります。現在の介護保険制度における保険料は所得の少ない人ほど負担割合が高くなる逆進性が強く、一方利用したときは、介護度の重い人ほど利用負担が重くなります。加えてサービス料や事業者への介護報酬を引き上げると保険料や利用料の負担増に連動するという介護保険制度の根本矛盾があります。

私たちは、これまでも国庫負担割合を介護保険導入前の50%にするべきことを求め、社会保障制度を手厚くすべきとしてまいりました。

以上を申し添えて、本案への反対討論といたします。

○議長(山本留義) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第66号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者18人、起立しない者3人)

○議長(山本留義) 起立多数であります。よって、

議案第66号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第67号

○議長（山本留義） 次は、議案第67号 平成24年度むつ市魚市場事業特別会計歳入歳出決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第67号は委員長報告のとおり認定されました。

◇議案第68号

○議長（山本留義） 次は、議案第68号 平成24年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

すので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議案第68号 平成24年度むつ市水道事業会計利益剰余金の処分について、反対討論を行います。

本案は、段階的に水道料金を引き上げる条例に基づき、総額4,551万円の市民負担が反映されたものであります。

本案に反対いたします。

○議長（山本留義） これですべて討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第68号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第69号

○議長（山本留義） 次は、議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算について、決算審査特別委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので発言を許可します。2番横垣成年議員。

（2番 横垣成年議員登壇）

○2番（横垣成年） 議案第69号 平成24年度むつ市水道事業会計決算に対し、反対討論を行います。

反対理由は、前議案と同様の理由でございます。
本案に反対いたします。

○議長（山本留義） これで討論を終わります。
これより採決に入ります。

議案第69号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立者18人、起立しない者3人）

○議長（山本留義） 起立多数であります。よって、議案第69号は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第19～日程第20 報告に対する 質疑

◇報告第22号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 報告第22号 平成24年度むつ市健全化判断比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で報告第22号の質疑を終わります。

報告第22号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◇報告第23号

○議長（山本留義） 次は、日程第20 報告第23号 平成24年度むつ市公営企業会計資金不足比率についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。以上で報告第23号の質疑を終わります。

報告第23号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第21 議員提出議案上程、提案 理由説明、質疑、討論、 採決

◇議員提出議案第3号

○議長（山本留義） 次は、日程第21 議員提出議案第3号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。10番石田勝弘議員。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 議員提出議案第3号 「地方税財源の充実確保」を求める意見書について、意見書案の朗読をもって提案理由にかえさせていただきます。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。

こうした中、基礎自治体である市が、住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1. 地方交付税の増額による一般財源総額の確保について

（1）地方単独事業を含めた社会保障関係費の増

など地方の財政需要を、地方財政計画に的確に反映することにより、一般財源総額を確保すること。

- (2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能・財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。
- (3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行等によることなく、地方交付税の法定率の引上げにより対応すること。
- (4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。
- (5) 地方公務員給与の引下げを前提として、平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは、避けること。

2. 地方税源の充実確保等について

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を「5：5」とすること。

その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 個人住民税は、その充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に、償却資産の根幹をなしている「機械及び装置」に対する課税等については、現行制度を堅持すること。
- (4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。
- (5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財

源を示さない限り、市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

- (6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 地球温暖化対策において地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上が提案理由であります。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山本留義） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議員提出議案第3号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よつ

て、議員提出議案第3号は原案のとおり可決されました。

なお、本意見書の提出先については、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）としたいと思いをます。ご了承願います。

◎日程第22 議員派遣について

○議長（山本留義） 次は、日程第22 議員派遣についてを議題といたします。

本件は、地方自治法第100条第13項及び会議規則第160条の規定により、青森県市議会議員研修会に出席させるため、議員を派遣するものであります。

お諮りいたします。お手元に配布の資料のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、お手元に配布の資料のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎日程の追加について

○議長（山本留義） 次に、先ほど横垣成年議員に対する懲罰動議が成立いたしましたので、懲罰特別委員会の設置及び委員の選任について日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員会の設置及び委員の選任について、日程に追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第23 懲罰特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（山本留義） お諮りいたします。

懲罰の審査については、会議規則第154条の規定により、委員会の付託を省略して議決することができないことになっております。したがって、動議の提出とともに委員会条例第7条第1項及び同条第2項の規定により、委員10人をもって構成する懲罰特別委員会を設置することになっております。よって、本動議については、委員10人をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、本動議について、委員10人をもって構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、東健而議員、石田勝弘議員、菊池広志議員、濱田栄子議員、浅利竹二郎議員、半田義秋議員、富岡修議員、佐々木隆徳議員、岡崎健吾議員、白井二郎議員の10人を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の議員を懲罰特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、懲罰特別委員会正副委員長互選のため暫時休憩いたします。

午後 1時25分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（山本留義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま開われました懲罰特別委員会において、委員長に佐々木隆徳議員、副委員長に岡崎健吾議員が選任されましたので、ご報告いたします。

します。

午後 1時46分 閉会

◎日程の追加について

○議長（山本留義） この際、お諮りいたします。
懲罰動議の閉会中の継続審査について、日程に追加したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、懲罰動議の閉会中の継続審査について、日程に追加し、ただちに議題とすることに決定いたしました。

◎日程第24 懲罰動議の閉会中の継続審査について

○議長（山本留義） お諮りいたします。
懲罰特別委員長から、現在委員会において審査中の事件につき、会議規則第105条の規定により、お手元に配布いたしました文書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。懲罰特別委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、懲罰特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（山本留義） これで、本定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

以上で、むつ市議会第217回定例会を閉会いた